

中小企業経営 (50点)
出題範囲：基本的には白書から出題
範囲変更：毎年変わる

中小企業政策 (50点)
出題範囲：基本法、各種支援機関、支援施策
について幅広く出題
範囲変更：法・制度改正を除き基本変更なし

年	トピックス
1989年	消費税導入
1991年	バブル崩壊 …①
1997年	消費税5%に引き上げ
2001年	アメリカ同時多発テロ
2002~07年	いざなぎ景気 …②
2008年	リーマンショック …③
2011年	東日本大震災
2014年	消費税8%に引き上げ

つまり、1つの科目でありながら、2つの異なる要素が混ざった科目です。
①毎年内容が変わるが範囲が限定的な前半(経営)の問題
②ほとんど内容が変わらないが範囲が広い後半(政策)の問題

★★★中小企業政策

【覚えるポイント 政策編】

- (1) 目的 (何をするための施策か)
- (2) 支援対象者 (その施策が助けようとしている人・組織)
- (3) 仕組み (支援を受けるための方法・スキーム)
- (4) 支援機関 (その施策をやっている所・窓口)
- (5) 根拠法

◆中小企業基本法◆

基本法は99年12月改正。毎年、毎年いろんな角度からよく出ますよね。

◎基本理念は「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」

毒虫多活性

◎基本方針は

- ①経営の革新、創業促進
- ②中小企業の経営基盤の強化
- ③経済的社会的環境の変化への適応の円滑(えんかつ)化
- ④資金供給のえんかつ化および自己資本の充実

隠そう！基盤の演歌歌

◎役割は

- ①新たな産業の創出
- ②市場における競争の促進
- ③就業の機会の増大
- ④地域経済の活性化

三共周知

◆中小企業新事業活動促進法◆

一次試験の試験案内(振り込み用紙が挟み込まれた冊子です!)には試験科目設置の目的と内容として各科目の試験範囲が記載されています。「中小企業新事業活動促進法の体系と政策」はこの試験範囲に唯一法律名として記載されているものです。(ハカセが発見しました)もう一度ペンキ塗っておきましょうね。

◎活動促進法の主な5つの支援策は

- ①「創業」の支援
- ②「経営革新」の支援
- ③「新連携」の支援
- ④「技術革新」の支援
- ⑤「地域における」支援

早慶審議地

特に新連携・経営革新計画は頻出ですよ。

技術研究組合:

研究開発税制が適用、法人格あり、株式会社・合同会社へスムーズに移行
資本・出資金によっては特許料・審査請求料が1/3、1/2に減免される

中小企業の定義

業種	資本金	従業員数	小規模事業者(資本金無関係)
製造業他	3億円	300人以下	20人以下
卸売業	1億円	100人以下	5人以下
小売業	50百万円	50人以下	5人以下
サービス業	50百万円	100人以下	5人以下

「宿泊業、飲食サービス業」のうち、「飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」が「小売業」
「宿泊業、飲食サービス業」のうち、「宿泊業」が「サービス業」

◆組合◆

中小企業は弱いから、連携するすべである組合には豊富なメニューがある。

◎組合の多い順

事業協同>商店街>企業>商工>協業

組合事業は笑点メンバーじゃだめ、起業してもすぐ焼香、虚業になる。

◎組合制度の仲間はずれを探す

発起人：商店街のみ7人(7文字だから笑))

加入・脱退：協業のみ自由じゃない

組合員割合：企業組合のみ制限あり

議決権：協業のみ1人1票じゃない

◎組合から株式会社に組織変更できるのは

事業協同・企業・協業 業がつく!

◆中小企業地域資源活用促進法◆

◎地域資源とは、農林水産物、鉱工業品およびその生産技術、観光資源。

◎都道府県が構想して国が認定。

能講義は観世と構想

◆3つの共済制度◆

退職金・倒産防止・小規模の3つの共済は比較してね。

運営主体の仲間外れは退職金の勤退共

掛け金は経営者を守る小規模が一番しょぼい←経営者はしょぼい

制定年度の古い順は理屈通りに

労働者保護(退)⇒個人の保護(小)⇒会社の保護(倒)の順

中小企業退職金共済制度：5,000円～30,000円

→従業員が退職して誤算(5・3)

中小企業倒産防止共済制度：5,000円～5,000～200,000

→取引先が倒産してご破算(5・8) ごとつ、ええ感じ

小規模企業共済制度：1,000円～70,000円

→経営者はいーな(1・7)

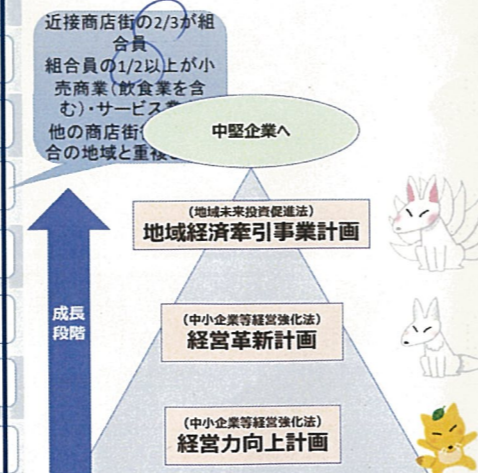
無担保無保証

共済制度のまとめ

	中小企業退職金共済制度	中小企業倒産防止共済制度	小規模企業共済制度
目的	中小企業で働く従業員の福祉の増進と中小企業の振興	中小企業の連鎖倒産防止と経営安定	小規模企業経営者の退職金共済制度
対象者	単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業者	1年以上事業を継続している中小企業者 企業組合、協業組合	小規模企業の個人事業主および会社の役員、事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員など
掛け金月額	5,000円～30,000円(16段階)	5,000円～80,000円(5000円刻み)	1,000円～70,000円(5000円刻み)
支払条件	従業員が退職した際に、掛け金に応じた退職金を直接従業員に支払う。	掛金納付月数が6ヶ月以上ある場合、取引先企業が倒産した際に回収が困難になった額と、積み立てた掛金総額の10倍で少ない額を無担保、無保証人で貸付を行う。	廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に支払。一括と分割及び併用から選択。
特典	掛金は全額損金または必要経費として扱われる。	掛金は全額損金または必要経費として扱われる。	納付掛け金は全額所得控除、一括払いの場合には退職所得、分割共済金は雑所得扱い。
運営主体	勤労者退職共済機構	中小企業基盤整備機構	中小企業基盤整備機構

	持分会社			組合(法人格なし)	
	合名会社	合資会社	合同会社(LLC)	民法上の組合	有限責任事業組合(LLP)
法人格あり?なし?		あり		なし	
課税		法人課税		構成員課税	
登記		必要		なし	(対抗要件で必要)
社員の責任	無限	無限&有限	有限	無限	有限
出資	財産・労務・信用	無限と有限で異なる	財産	財産・労務・信用	財産
人数	1人以上	2人以上	1人以上	2人以上	2人以上

	組合(法人格あり)		商店街振興組合	
	企業組合	事業協同組合	協業組合	商店街振興組合
根拠法	中小企業等協同組合法		中小企業団体の組織に関する法律	商店街振興組合法
認可	同一都道府県内なら、都道府県知事			
設立要件	4人以上の個人	4人以上の事業者		30人以上
発起人数		4人以上		7人以上
組合員割合	全従業員の1/3以上		ない	
従事割合	全組合員の1/2以上		ない	
株式会社への変更		変更OK		不可



① 国内外の各種資源・人材の円滑な活用
 ② 経営資源・人材の有効活用
 ③ 地域活性化・交流
 ④ 適切な支援 (資金供給等含む)

論点番号	論点 (ドメイン)	政策名	目的または概要	実施機関	実施機関の設置場所と数	対象 (ターゲット)	要件	政策の支援内容・効果	その他
1	中小企業及び小規模基本法	中小企業憲章	意欲ある中小企業が新たな展望を切り開けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした政府の決意表明。	国・地方公共団体		国家の財産である中小企業	意欲ある中小企業	基本原則 ①中小企業が力を発揮できるよう支援 ②起業を増やす ③新市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す ④公正な市場環境を整える ⑤セーフティネットの整備	行動指針 ①中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する ②人材の育成・確保を支援 ③起業、新事業展開のしやすい環境を整える ④海外展開を支援する ⑤公正な市場環境を整える ⑥中小企業向けの金融を円滑化する ⑦地域及び社会に貢献できる体制を整備する ⑧中小企業への環境を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業に中小企業の声を活かす
2	中小企業及び小規模基本法	中小企業基本法の基本方針	基本理念を踏まえ、重点施策の策定、支援を基本方針に規定。	国・地方公共団体		多様で活力ある中小企業	独立した中小企業者の自主的な努力	●経営革新及び創業の促進 (ならびに創造的な事業活動の促進) ●経営基盤の強化 ●経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 ●資金供給の円滑化及び自己資本の充実 (土台) 基本理念とは同じ、差を確認	生産性の向上は示されていない
3	中小企業及び小規模基本法	中小企業基本法の基本理念	政策の基本理念・方針を定める。国・地方公共団体の責務の規定、中小企業に関する施策を総合的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ること。(成長発展) 経済の基盤を形成	国・地方公共団体		多様で活力ある中小企業	独立した中小企業者の自主的な努力	●中小企業の経営の革新及び創業の促進 ・女性や青年による中小企業の創業の支援 ●中小企業の経営基盤の強化 ・海外における事業展開の促進 ・情報通信技術の活用促進 ●経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 ・事業の承継のための制度等の整備	●中小企業に期待される4つの役割 1. 新たな産業の創出 2. 就業の機会の増大 3. 市場における競争の促進 4. 地域における経済の活性化 ●中小企業像の変化 ●二重構造における弱者→我が国経済のダイナミズムの源泉
4	中小企業及び小規模基本法	小規模企業活性化法	小規模企業の事業活動の活性化を図り、活力を最大限に発揮させること。地域の特色を活かし、創造的な事業活動を行う。	国・地方公共団体		小規模企業		●経営革新及び創業の促進 ●経営基盤の強化 ●経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 を図る施策を実施	●小規模企業の重要な意義 就業の機会を提供するなど地域における経済の安定ならびに地域住民の生活の向上および交流の促進に寄与すること ●将来的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国経済および社会の発展に寄与すること
5	中小企業及び小規模基本法	小規模企業振興基本法	技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持などを含む「事業の持続的発展」小規模活性化法をさらに一歩進める観点で新しく施行 (改正ではない) 商工会および商工会議所による支援 4つの目標・12の重点施策	国		小規模企業 (従業員概ね5人以下)		●顧客との関係: 信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす ●事業者自身の在り方: 多様な能力を活かす ●地域との関係: 連携を強化し地域を活性化させる ●総力をあつた支援体制を構築する	内閣が5年間の基本計画を定める。別表
6	中小企業及び小規模基本法	中小企業成長促進法	中小企業等経営強化法 地域未来投資促進法 経営承継円滑化法	国				<廃止> ●中小企業等経営強化法の異分野連携新事業分野別計画 (新連携計画) ●中小ものづくり高度化法 ●中小企業地域資源活用促進法	新設: クロスボーダーローン制度 中小企業等経営強化法 「経営力向上計画」 「経営革新計画」を受けた中小企業の海外子会社へ、日本政策金融公庫が貸し付けを行う。
7	中小企業及び小規模基本法	中小企業等経営強化法「経営力向上計画」「経営革新計画」	「新たな事業活動」+「本業の成長」 中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組み	国		中小企業等	国の基本方針→ 「経営革新計画」: 都道府県知事or国(地域)の認定を受ける。→経営の向上・新事業	生産性向上策(営業・財務・人材育成・IT投資)を事業分野別指針(20分野)に沿った、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受ける。→生産性の向上 創業支援: これから事業を開始する個人や創業して5年未満の事業者 経営力向上計画: 労働生産性(付加価値+労働投入)の目標値 (3年51.5%、4年51.5%、5年52%) / 固定資産税が3年間1/2になる。 経営革新計画: 別表 (給与支給額) 目標値: 付加価値9~15%、給与支給4.5~7.5%	中小企業の生産性向上に資するITツールを提供するITベンダー、情報処理支援機関 (SMEサポーター) として認定する制度がある。 特例: 3倍認定
8	中小企業及び小規模基本法	地域未来投資促進法	地域の成長の基盤強化 地域の特色を生かし、高い付加価値を創出し、相応の経済的効果を生み出す「地域経済牽引事業」を行う際の支援措置	国・地方公共団体		国(主務大臣) 都道府県 国の基本方針→同意→市町村及び都道府県の基本計画。 国の基本方針→承認→連携支援計画	「地域経済牽引事業計画」: 都道府県知事が承認。(官民は国)	「地域企業イノベーション支援事業」: 研究開発～販路開拓まで一貫した支援 ネットワーク型・ハズオン型	日本政策金融公庫が固定金利で融資するが、無担保無保証ではない。 規制緩和あり (特別償却・税額控除) 規模緩和あり (農地転用・工場環境施設面積・緑地面積の緩和)
9	中小企業及び小規模基本法	中小企業強靱化法「事業継続力強化計画」	自然災害の事前対策を促進。サプライチェーン確保など。	国・地方公共団体		中小企業と小規模企業	国(主務大臣) 計画期間: 3年以内	●国(経済産業大臣)が指針、認定。 ●計画期間: 3年以内	日本政策金融公庫による低利融資 信用保証の特例 促進税制: 取得金額20%の特別償却 (時限措置)
10	資金供給の円滑化および自己資本の充実	中小企業税制	交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため			資本金1億円以下の中小企業 (※業種区分に従業員基準なし)		●交際費の800万円までの全額、飲食費の50%の損金算入 ●年所得800万円以下の法人税の軽減	
11	資金供給の円滑化および自己資本の充実	エンジェル税制	個人投資家のリスクを軽減し、中小企業への資金供給を円滑化させ、新規産業の創出・発展を図ること			個人投資家	制度の対象となる中小企業 ①創業期 (10年未満) の中小企業者 ②外部からの投資が6分の1以上 ③未登録・未上場の株式会社	損失を3年間繰り越して控除できる	●風俗営業を除く ●大会社の子会社を除く
12	資金供給の円滑化および自己資本の充実	女性、若者/シニア企業者支援資金	女性、若者、高齢者うち新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援すること	全額政府出資の日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)	本店1か所と支店152か所計 153か所	新規開業して概ね7年以内の方	●年齢制限なし ●女性 (年齢制限なし) ●若者 (35歳未満) ●高齢者 (55歳以上) ●対象資金 設備投資および運転資金	●貸付限度額 【中小企業事業】7億2,000万円 (運転資金は2億5,000万円) 【国民生活事業】7,200万円 (運転資金は4,800万円)	●貸付期間 (1) 設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) (2) 運転資金 7年以内 (うち据置期間1年以内)
13	資金供給の円滑化および自己資本の充実	新創業融資制度	これから創業をする者や既出資を2期経ていない者に対して、事業計画 (ビジネスプラン) 等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資をする制度。	全額政府出資の日本政策金融公庫 (国民生活事業)	本店1か所と支店152か所計 153か所	これから創業をする者や既出資を2期経ていない者	1. 雇用創出を伴う事業を始める者 2. 技術やサービスに工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める者 3. 上記のいずれかによって創業したもので、既出資を2期経ていない者 4. 創業資金の10分の1以上の自己資金の確認	●貸付限度額 3,000万円 (運転資金1,500万円)	●無担保・無保証人
14	資金供給の円滑化および自己資本の充実	セーフティネット保証	取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化などで経営が不安定になっている中小企業について、一般の保証と別枠で保証を行う制度			中小企業	取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化などで、経営が不安定になっている (外部要因)	●一般保証限度額 普通保証2億円 無担保保証8,000万円 無担保無保証人1,250万円 ●別枠保証限度額 一般と同額 ポイントは別枠の融資が受けられること	経営が不安定かどうかの認定は、事業所の所在地を管轄する市町村長。 ① 仕事環境変化 ② 全廃 ③ 経営不振
15	資金供給の円滑化および自己資本の充実	セーフティネット貸付制度	一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的に回復が見込まれる中小企業に対する融資制度	全額政府出資の日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)	■日本政策金融公庫 本店1か所と支店152か所計 153か所	一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業		●運転資金などの貸付 ●中小企業事業: 7億2,000万円 ●国民生活事業: 4,800万円	一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除又は減らす制度あり
16	資金供給の円滑化および自己資本の充実	信用補充制度	担保力や信用力が不足する中小企業者への事業資金の融通を円滑化すること	全国51か所 (各都道府県+横浜、川崎、名古屋、岐阜)		担保力や信用力が不足する中小企業	1) 信用保証制度 信用保証協会に対して保証料を債務保証として支払うこと 2) 信用保証 信用保証協会が日本政策金融公庫との間で、保証債務についての保険契約を締結して、保険事故が発生した場合	1) 信用保証制度 信用保証協会が融資 2) 信用保証 日本政策金融公庫から保険金	予約保証制度 予約の時点で手数料なし 融資を引いたら50.15~0.2%の手数料を上乗せする。 保証期間は5年 有効期限は最長1年
17	資金供給の円滑化および自己資本の充実	投資育成株式会社	中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な発展を図るため、中小企業に対して投資などの事業を行うこと	投資育成株式会社	東京、名古屋、大阪	資本金が3億円以下の株式会社である中小企業		●株式の引受 ●新株予約権の引受 ●新株予約権付株式の引受	●計画には数値目標 (3年、付加9%、経常3%) が必要 ●付加価値 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 ●経常利益 = 営業利益 - 営業外費用 ●新商品・新サービス以外に生産や販売の方法も含む
18	中小企業新事業活動促進法	経営革新計画	個別の中小企業者、組合及び任意グループ等が、経営革新計画を作成し、国または都道府県から経営革新計画の承認を受けると、さまざまな支援策が利用できる。	国 (主務大臣) 都道府県		中小企業者、組合及び任意グループ等	《申請フロー》 経営革新計画の策定・申請 個別中小企業の場合は都道府県知事、全国団体または広域の案件は国 (主務大臣) が承認・個別の審査	●2社以上の異分野の団体 (組合や大学でもOK) ●中小企業の占める割合が過半数 (半数ピッチはNG) ●新事業活動 ●新事業分野開拓、市場において事業を成立させること ●計画期間は3~5年 ●10年以内に資金回収	●補助金 補助率: 3分の2以内 コア企業対象 ●日本政策金融公庫による低利融資と中小企業基盤整備機構高度化融資 ●中小企業信用保証法の特例 ●直接金融 ●特許料等の減免
19	中小企業新事業活動促進法	新事業活動、新連携計画	新連携とは、その行う事業の分野を異にする2社以上の中小企業が有機的に連携し、その経営資源を有効に組合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓をはかること。	国 (主務大臣) 日本政策金融公庫 中小企業基盤整備機構		新たな事業に取り組む者	●中小企業者が地域資源を活用する事業計画を作成 → 県知事を經由 → 国が認定 ●連携する必要はないに注意 NPO・一般財団/車台法人は支援計画 企業組合は事業計画	●補助金 補助率: 3分の2以内 ●日本政策金融公庫による低利融資 ●信用保証協会による保証限度額の別枠化、など ●地域団体商標の登録料の減免	●新事業活動とは ①新商品の開発または生産 ②新サービスの開発または提供 ③商品の新たな生産または販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方法の導入その他の新たな事業活動
20	新たな事業活動の支援	地域資源活用促進法	中小企業による地域資源を活用した事業を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与すること	国 (主務大臣) 日本政策金融公庫	■日本政策金融公庫 本店1か所と支店152か所計 153か所	地域資源を活用し、その地域で事業活動を行う中小企業者		●補助金 補助率: 3分の2以内 ●日本政策金融公庫による低利融資 ●信用保証協会による保証限度額の別枠化、など ●地域団体商標の登録料の減免	●地域資源とは ①農林水産物 ②産地の技術 (工芸品) ③観光資源
21	新たな事業活動の支援	農工商等連携促進法	中小企業と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行うことにより、中小企業の経営の向上および農林漁業者経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること	国 (主務大臣) 日本政策金融公庫		中小企業と農林漁業者	●有機的に連携している事業 ●中小企業者と農林漁業者は計画を共同で作って国が認定 ●新商品・新サービスの開発であること	●試作品開発などに対する補助金 補助率: 3分の2以内 ●信用保証の特例 ●債務保証など マーケティング専門家による支援: 事業計画作成～販路開拓	
22	新たな事業活動の支援	新事業創出支援事業	新連携、地域資源活用、農工商連携にチャレンジする際、中小企業者等の事業計画作成から、販路開拓に至るまで、一貫して支援する事業である。	中小企業基盤整備機構		中小企業等	以下の法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業等 ●新連携計画 ●地域資源活用事業計画 ●農工商等連携事業計画	●専門家による支援 ●窓口相談 ●認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援 ●認定後の事業計画のフォローアップ支援 ●各種の専門家派遣など	
23	新たな事業活動の支援	中小企業経営力強化支援法のものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 <異分野は廃止>	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業者を支援する事業 生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行う。 付加価値の向上・効率の向上	経営革新等支援機関		革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業者	●革新的サービス ●計画には数値目標 (3~5年、付加3%、経常1% / 年) が必要 ●ものづくり技術 ●中小ものづくりの高度化の特種ものづくりの基盤技術を活用した事業 ともに認定支援機関の確認	「ものづくり補助金」 革新的サービスとものづくり技術に対して ●補助金 補助率: 3分の2以内	申請は各都道府県の地域事務局に行う
24	新たな事業活動の支援	中小企業経営力強化支援法の海外展開に伴う資金調達に対する支援措置		1-1) 日本政策金融公庫 1-2) 日本貿易保険		経営革新/備選連携計画/地域資源活用計画/農工商等連携事業計画に基づく承認を受けた計画に従って事業を行う中小企業者		1) 現地通貨建ての資金調達の円滑化 (1-1: 債務保証、1-2: 保険業務)	
25	ものづくりの高度化法	中小ものづくりの高度化法 → 廃止: 中小企業成長促進法によって、中小企業等経営強化法の経営革新計画に統合	中小企業のもので、ものづくりの基盤技術を高次元で活用し、日本の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ること	国 (経済産業大臣)		中小企業・小規模事業者、退学・公設試験研究機関等、川下ユーザー企業等の共同研究等		●4,500万円以下の補助金 補助率: 3分の2以内 ●日本政策金融公庫の低利融資 ●信用保証の特例 ●資本金3億円超の企業が株式引受け対象 ●特許料および特許審査料の50%OFF など	●特定ものづくり基盤技術 川下製造者の技術 ①デザイン開発技術、②情報処理技術、③精密加工技術、④製造環境技術、⑤接合・実装技術、⑥立体造形技術、⑦表面処理技術、⑧機械制御技術、⑨複合・新機能材料技術、⑩材料製造プロセス技術、⑪バイオ技術、⑫測定計測技術

○ 支援法 = テンター
 ○ 中小企業整備機構 = 大手・CIO育成
 (トヨタ10社)

十 中小小売 生産性向上
 十 中小小売 生産性向上
 十 中小小売 生産性向上

26	経営基盤の強化	下請代金支払遅延等防止法	下請代金の支払遅延などの防止により、不正な取引の規制と下請事業者の利益保護	公正取引委員会 中小企業庁	<ul style="list-style-type: none"> ■物品の製造 3億超 ⇒ 3億以下 ■情報成果物作成・役務提供委託 5千万円超 ⇒ 5千万円以下 ■下請事業者 千万超 ⇒ 1千万円以下 		<ul style="list-style-type: none"> ●直ちに発注書面の交付義務 ●下請取引書面の作成保存義務 (2年間) ●給付をうけてから60日以内の下請代金の支払い ●遅延利息の支払義務 1.4.6% 	手形サイン (提出日から支払期限) : 繰越90日 / その他120日 → 60日とするように努める。
27	経営基盤の強化	高度化事業	診断と融資の一体化支援	A) 都道府県 B) 中小企業基盤整備機構	中小企業、組合、商工会など 信託・担保 保証人	共同で工場団地やアーケード等の設置を行う事業を行う場合 中小企業の単独は不可	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施計画の初期段階から都道府県からの助言を受ける ●貸付割合80%「限度額なし」 ●貸付対象は設備資金 ●貸付期間は20年以内 A) 一つの都道府県で行われる場合は、都道府県が貸付 B) 複数の都道府県で行われる場合は、中小企業基盤整備機構が貸付 	中小企業が実施 ・集団化事業 (工場団地) ・集積地域整備事業 (商店街・工場) ・施設集約化事業 (SC設立) - 共同で入居 ・共同施設事業 (アーケード・加工・倉庫) - 共同で利用 ・第3セクター等が実施 ・地域産業創造基盤整備事業 (基盤技術開発センター) ・商店街整備等支援事業 (イベントホールなど)
28	経営基盤の強化	JAPANブランド育成支援事業	複数の中小企業・小規模事業者が連携し、戦略を策定し、プロジェクトの支援を図ること、中小企業・小規模事業者の海外販路開拓の実現を図ること。	国 (経済産業局が経費の一部負担)	商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者 (4者以上) 等 (単独の中小は×)	複数の中小企業・小規模事業者が連携 2者以上	A) 戦略策定支援 (2/3 200万以内の定率) 1年間 B) 海外市場開拓支援 (2000万円まで) C) ブランド確立段階支援/プロデュース支援 <定額補助>	B) に関しては ●最大3年間 ●補助率3分の2まで
29	経営基盤の強化	地域商店街活性化法	地域住民の需要に応じた事業の促進 中小小売商業および中小サービスの振興ならびに地域住民の生活の向上および交流の促進に寄与してきた商店街の支援	国 (経済産業大臣)	A) 商店街振興組合、事業協同組合 B) NPO法人、一般社団法人など	A) 商店街活性化事業計画を作成し、国から認定、補助金の補助率は2/3 B) 商店街活性化支援事業計画を作成し、国から認定	A) 補助金、低利融資など B) 中小企業基盤整備機構高度化融資など	
30	経営基盤の強化	中小企業退職金共済制度	中小企業で働く従業員の福祉の増進と中小企業の振興	勤労者退職金共済機構	従業員	従業員 毎月 (5,000円~30,000円) 納付 ●直接従業員に支払われる	退職金の給付	●同居の親族も含まれる ●掛け金は全額損金、必要経費となる
31	経営基盤の強化	ジョブカフェ事業	若手人材の確保	ジョブカフェ	各都道府県に設置	若者を採用する意欲のある中小企業等	若者へのカウンセリング等の就職支援や中小企業の魅力発信等の人材確保支援をワンストップ提供	●地域中小企業の魅力情報発信 ●人材確保、定着支援コンサルティング ●職業定着支援事業 ●企業と若者の接点提供
32	経営基盤の強化	特許制度 (産業財産権) に関する支援策				研究開発に取り組む中小企業	①インターネット出願ソフトの無償提供、早期審査早期審理制度等 ②審査請求料及び特許料が10年分まで半額に軽減	●補助率は3分の2以内 ●上限400万円
33	経営基盤の強化	中小企業知的財産権保護対策事業「製品品対策支援事業」		日本貿易振興機構 (JETRO)		海外で知的財産の侵害を受けている中小企業	海外の模倣品の製造元などの調査の海外調査機関への委託費用の補助	
34	経営基盤の強化	下請中小企業振興法	下請中小企業の振興	都道府県下請け企業振興協会			「下請けのみ」等事業など	
35	環境変化への対応	中小企業BCP策定運用指針	緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため	中小企業庁	中小企業		緊急時における事業継続のための方法、手段等の支援	
36	環境変化への対応	中小企業倒産防止共済制度 経営セーフティ共済	連鎖倒産防止と経営安定	中小企業基盤整備機構		取引先企業が倒産して売掛金や受取手形が回収困難になった中小企業	●無担保・無保証人・無利子 ●1年以上継続して事業を行っている ●掛け金納付が6ヶ月以上あること ●掛け金毎月 (5,000~200,000円) 5,000円刻み	回収が困難になった額と積立金額の10倍のいずれか小さい方が ●8000万円以下の貸付
37	事業承継および再生支援	①経営承継法 ②経営承継円滑化法			非上場の中小企業者	●経済産業大臣の認定を受けた、非上場株式会社等を先代経営者から取得し、その会社を承継していく場合 ●5年間の事業継続 ●発行済完全議決権株式総数の3分の2以上である ●経営承継円滑化法 都道府県知事の認定	●相続税 課税価格の80% ●贈与税 金額 (100%) ●経営承継円滑化法] 経営革新の取組みに関する費用の2分の1、ハンデードは3分の2補助となる。	
38	事業承継および再生支援	中小企業再生支援協議会 (実務機関) 産業界競争力強化法 (新陳代謝) ②事業引き継ぎ支援センター		中小企業再生支援協議会	各都道府県にそれぞれ1ヶ所	中小企業者	専門家への企業再生の相談及び支援 ②後継者マッチング支援、M&Aの助言、後継者不在	相談は無料 支援では実費の一部負担が生じる可能性あり
39	小規模企業対策	小規模企業共済制度	小規模企業者への相互扶助の精神により、小規模企業者への福祉の増進と小規模企業の振興への寄与	中小企業基盤整備機構	小規模企業の役員・個人事業主など経営者	●掛け金毎月 (1000円~70,000円) 500円刻み ●納付した金額の範囲内 (貸付の話) 20人以下の企業組合・協業組合 個人事業主・共同経営者 建設製造運輸サービス不動産業：20人以下 商社：5人以下	無担保無保証人で受けられる契約者貸付制度 ●退職金 ●貸付 分割・一括どちらも可能	●納付掛け金は全額所得控除
40	小規模企業対策	小規模事業者経営改善資金貸付制度 (マル経融資)	商工会などの行う経営改善普及事業を金融面から支援すること。	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	●日本政策金融公庫 本店1ヶ所と支店152ヶ所を計153ヶ所	小規模企業 (個人事業主も可) 20/5	●商工会・商工会議所の経営指導員による指導を6ヶ月以上受けていること ●義務納付額を全て完納 ●同一地区で1年以上事業を実施 ●高事業者であり、かつ日本政策金融公庫の非対象業種でないこと	●2,000万円まで ●無担保・無保証人 (低利子) ●設備資金 10年以内返済 (据置2年) ●運転資金 7年以内返済 (据置1年)
41	小規模企業対策	小規模支援法 ②小規模事業者経営発達支援融資制度	小規模事業者の経営基盤の充実を目的とした小規模企業対策の中核的実施機関である商工会及び商工会議所などの支援機能を強化すること	国	小規模企業の認定計画実施者	商工会などが基盤施設計画を作成し、都道府県知事等の認定 ②20人/5人以下 新たな雇用・雇用維持	●経営改善普及事業 ●経営指導員の金融、税務、労働、取引、経理などの相談及び指導 ●記帳専任指導員の設備指導及び代行 ●基盤施設事業 小規模事業者の施設近代化の促進	
42	小規模企業対策	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用を支援する補助金	日本商工会議所・全国商工会連合会		小規模企業 (常時20人以下・商社は5人以下)	補助率2/3、上限50万円	チラシとかHP作成とか商談会、店舗改装など。販路開拓に力。

十 流動資産 担保融資制度 (ABL) 信用保証協会
 十 生産性向上 特別措置法
 十 再生協会の 支援 事業引継ぎ支援
 十 産業界競争力強化法 (人材育成) 各都道府県 再生協会の 再生支援 (外資系)
 十 要件、省例生産性 3%向上/年 先物取引導入 3年間 (にわた) 固定資産税 20%以上、1%以下 - 市町村が決める
 十 売上債権を 担保にする 法人代表者の保証が必要 程度：2億 保証割合80% May 借入 → 2億5400万円